

安城市中心市街地拠点整備事業  
募集要項及び付属資料に係る新旧対照表

付属資料 1 業務要求水準書 別紙10

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
—	【記号等凡例及び特記事項】 空調	※閉架書庫は恒温恒湿機能付きとする	※閉架書庫の貴重資料等を収蔵する小部屋は、可能な限り温湿度の変動を抑える機能（恒温恒湿機能）を備える 【下線部を変更】

付属資料 3 様式集

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
—	第 6 - 6 号 維持管理業務費の項目	ケ <u>駐車場</u> 管理業務費	ケ <u>駐輪場</u> 管理業務費 【下線部を変更】
—	第 6 - 10 号 サービス購入料の内訳書（P F I 事業）の項目	2 サービス購入料 (1) 広場・公園及び <u>駐車場</u> の建設業務費 (2) 広場・公園及び <u>駐車場</u> の工事監理業務費	2 サービス購入料 (1) 広場・公園及び <u>駐輪場</u> の建設業務費 (2) 広場・公園及び <u>駐輪場</u> の工事監理業務費 【下線部を変更】

付属資料 4 サービス購入料等の算定及び支払方法等

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
3	2	(3)	エ	事業契約が途中で解除され、又は、実際の本施設の引渡日が遅延するなどして、対価の対象となる期間が <u>5カ月</u> に満たない場合は、対象期間の日割計算とする。	事業契約が途中で解除され、又は、実際の本施設の引渡日が遅延するなどして、対価の対象となる期間が当初の業務実施予定期間（情報拠点施設の引渡日の翌日から本施設の供用開始日の前日まで）に満た

変更箇所						変更前	変更後
頁	該当箇所						
							ない場合は、対象期間の日割計算とする。 【下線部を変更】
8	2	(5)	イ	(ウ)	枠内	※Indexは適宜、改定する費用に応じて「WI（実質賃金指数）」、「BCCI（建設物価指数）」を当てはめる。	※Indexは、改定率①の場合は「WI（実質賃金指数）」、改定率②の場合は「BCCI（建設物価指数）」を当てはめる。 【変更前下線部を変更、変更後後段下線部を追加】
9	2	(5)	オ			オ 消費税等の変更による改定	ウ 消費税等の変更による改定 【下線部を変更】

付属資料6 基本協定書（PFI事業）（案）

変更箇所						変更前	変更後
頁	該当箇所						
8	第11条	第1項				前条第1項に定める場合において、事業契約の締結に至らない原因が第5条第5項各号又は同条第6項各号のいずれかの事由が生じたことである場合には、構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額の違約金を市に支払う。	前条第1項に定める場合において、事業契約の締結に至らない原因が第5条第5項各号のいずれかの事由が生じたことである場合には、構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額の違約金を市に支払う。また、前条第1項に定める場合において、事業契約の締結に至らない原因が第5条第6項各号のいずれかの事由が生じたことである場合には、構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して、本事業の提案価格の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う。 【変更前下線部を削除、変更後下線部を追加】
8	第11条	第5項				事業契約締結後において、構成員、協力企業及び民間収益事業者（但し、民間収益事業者が本件借地契約上の地位並びに権利及び義務の全てを第三者に	事業契約締結後において、構成員、協力企業及び民間収益事業者（但し、民間収益事業者が本件借地契約上の地位並びに権利及び義務の全てを第三者に

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
		<p>譲渡した場合には民間収益事業者を除く。以下本項において「構成員ら」という。)のいずれかに第5条第6項各号のいずれかの事由が生じた場合、構成員らは、<u>連帯して、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額の違約金を市に支払う。但し、事業契約の規定に基づき市がSPCから違約金の支払いを受けている場合又は基本協定(民間収益事業)若しくは本件借地契約の規定に基づき市が民間収益事業者から違約金の支払いを受けている場合には、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額から、当該SPC又は民間収益事業者からの支払額を控除した金額を違約金とする。</u></p>	<p>譲渡した場合には民間収益事業者を除く。以下本項において「構成員ら」という。)のいずれか(以下「事由発生者」という。)に第5条第6項各号のいずれかの事由が生じた場合、次の各号に定める構成員らは、<u>次の各号に定める金額の違約金を市に支払う。</u></p> <p>(1)当該事由が事業契約締結後、本件借地契約締結までの間に生じた場合：  <u>構成員らは、市に対し、連帯して、本件提案に定めるサービス購入料A及びサービス購入料B並びにこれらに対する消費税及び地方消費税の合計額の総額の10分の1に相当する金額の違約金を支払う。</u></p> <p>(2)当該事由が本件借地契約締結後に生じた場合：  <u>事由発生者が民間収益事業者以外のものである場合、民間収益事業者を除く構成員らは、市に対し、連帯して、(i)本件提案に定めるサービス購入料A及びサービス購入料B並びにこれらに対する消費税及び地方消費税の合計額の総額の10分の1に相当する金額(募集要項に定める情報拠点施設の引渡し前に当該事由が生じた場合)、(ii)本件提案に定めるサービス購入料B及びサービス購入料C並びにこれらに対する消費税及び地方消費税の合計額の総額の10分の1に相当する金額(募集要項に定める情報拠点施設の引渡し後、募集要項に定めるその他施設の引渡し前に当該事由が生じた場合)、又は本件提案に定めるサービス購入料D並びにこれに対する消費税及び地方消費税の年間支払額の10分の1に相当する金額(募集要項に定めるその他施設の引渡し後</u></p>

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
			に当該事由が生じた場合)の違約金を支払う。また、事由発生者が民間収益事業者である場合、民間収益事業者は、市に対し、本件借地契約に定める借地料の12ヵ月分に相当する金額の違約金を支払う。 【変更前下線部を削除、変更後下線部を追加】
9	第12条	《略》当該違約金を超過する部分について、市は <u>構成員、協力企業及び民間収益事業者</u> に請求することができる。	《略》当該違約金を超過する部分について、市は <u>事由発生者</u> に請求することができる。 【下線部を変更】
12	署名欄	本協定第11条及び第12条に基づく違約金及び損害賠償の支払義務を <u>連帯して負担</u> することについて、ここに承諾いたします。	本協定第11条及び第12条に定める条件に従って違約金及び損害賠償の支払義務を負担することについて、ここに承諾いたします。 【変更前の前段下線部を変更、変更前後段下線部を削除】

付属資料7 基本協定書（民間収益事業）（案）

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
	第13条 第1項	市は、本件借地契約が締結されるまでの間、《略》	<u>1.</u> 市は、本件借地契約が締結されるまでの間、《略》 【下線部を追加】
	第14条	<u>第13条</u> （協議）	<u>第14条</u> （協議） 【下線部を変更】
	第15条	<u>第14条</u> （準拠法及び裁判管轄）	<u>第15条</u> （準拠法及び裁判管轄） 【下線部を変更】

付属資料9 事業契約書（案）

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
16	第19条	第4項		第2項の結果、設計図書等の変更を行うこととなった場合、当該設計図書等の変更により維持管理業務の開始が遅延した場合《略》	第2項の結果、設計図書等の変更を行うこととなった場合、当該設計図書等の変更により <u>本施設の完工若しくは維持管理業務の開始が遅延した場合《略》</u> 【下線部を追加】
25	第46条	第3項		事業者は、各引渡開始予定日から情報拠点施設及び《略》	事業者は、各引渡予定日の <u>翌日</u> から情報拠点施設及び《略》 【変更前下線部を削除、変更後下線部を追加】
32	第74条	第1項		自由提案事業に必要な内装、空調機器、衛星器具、什器、備品等は、《略》	自由提案事業に必要な内装、空調機器、衛生器具、什器、備品等は、《略》 【下線部を変更】
38	第92条	第1項	第3号	当該解除された日が属する事業年度に支払われるべきサービス購入料D及び《略》	各事業年度に支払われるべきサービス購入料D及び《略》 【下線部を変更】
38	第92条	第3項	第4号	(なし)	(4) 事業者を被保険者とする履行保証保険契約に <u>基づく保険金支払請求権への、市を質権者とする第一順位の質権の設定</u> 【下線部を追加】
39	第92条	第4項		事業者は、第1項第1号及び第2号の保障について、第3項に定める措置の実施後、速やかに保険証券又は保証書を市に提出する。《略》	事業者は、第1項第1号及び第2号の保証について、第3項第1号乃至第3号に定める措置を実施した場合には、 <u>速やかに保険証券又は保証書を市に提出する。</u> 【下線部を追加又は変更】
39	第92条	第5項		事業者は、第1項第3号の保証について、第3項に定める措置の実施後、速やかに保険証券又は保証書を市に提出する。なお、保証書の場合、その有効期間は、第1項第3号に定める期間の終了日以前であるこ	事業者は、第1項第3号の保証について、第3項第1号乃至第3号に定める措置を実施した場合には、 <u>速やかに保険証券又は保証書を市に提出する。</u> なお、 <u>保険証券又は保証書の有効期間は、第1項第3号に定</u>

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
				とを認めるが、その場合、次の二条件を当該保証書に盛り込むことを要する。	める期間の終了日以前であることを認めるが、その場合、次の二条件を当該 <u>保険証券又は保証書</u> に盛り込むことを要する。 【変更前下線部を変更、変更後下線部を追加】
39	第92条	第5項	第1号	保証書の差入人（以下「保証人」という。）からの事前の書面申し入れがなければ <u>保証期限</u> は1年以上の期間自動的に更新されること。	保証書の差入人（以下「保証人」という。） <u>又は保険会社からの事前の書面申し入れがなければ当該保証又は保険契約の期間</u> は1年以上の期間自動的に更新されること。 【変更前下線部を変更、変更後下線部を追加】
39	第92条	第5項	第2号	保証人から保証を更新しないとの申し入れがあった時点で他の措置が講じられない場合、保証人は、その時点における保証の有効期限までに、 <u>保証書に記載した金額を事業者に代位して現金で違約金の担保として市に納付すること。</u>	保証人 <u>又は保険会社から当該保証又は保険契約を</u> 更新しないとの申し入れがあった時点で他の措置が講じられない場合、保証人 <u>又は保険会社は</u> 、その時点における保証又は保険契約の有効期限までに、 <u>第1項第3号に定める金額を事業者に代位して現金で違約金の担保として市に納付すること。</u> 【変更前下線部を変更、変更後下線部を追加】
39	第92条	第6項		(なし)	<u>6. 事業者は、第1項第1号及び第2号の保証について、第3項第4号に定める措置を実施した場合には、履行保証保険契約にかかる保険証券及び、質権設定契約の締結日付の確定日付の付された当該質権の設定に関する保険会社の承諾書を、直ちに市に提出する。なお、保険証券の有効期間は第1項各号に定める期間とするが、事業者は、引渡予定日が保険の有効期間終了日以降となることが明らかとなった場合、直ちに、当該保険証券の有効期間をその時点で見込まれる引渡予定日まで延長するとともに、有効期間の延長された当該保険証券にかかる質権の設定及び対抗要件の具備に必要な手続を行う。</u>

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
					<b>【下線部を追加】</b>
39	第92条	第7項		(なし)	<p>7. 事業者は、第1項第3号の保証について、第3項第4号に定める措置を実施した場合には、<u>履行保証保険契約にかかる保険証券及び、質権設定契約の締結日付の確定日付の付された質権の設定に関する保険会社の承諾書を、直ちに市に提出する。なお、保険証券の有効期間は、第1項第3号に定める期間の終了日以前であることを認めるが、その場合、次の各条件を充足することを要する。</u></p> <p>(1) 当該保険契約に、<u>保険会社からの事前の書面申し入れがなければ当該保険契約の期間が1年以上の期間自動的に更新されることが規定されていること。</u></p> <p>(2) 前号の場合、当該更新後の保険契約に基づく<u>保険金支払請求権に市を第一順位の質権者とする質権が設定され、かつ対抗要件が具備されること。</u></p> <p>(3) 当該保険契約に、<u>保険会社から当該保険契約を更新しないとの申し入れがあった時点で他の措置が講じられない場合、保険会社は、その時点における保険契約の有効期限までに、第1項第3号に定める金額を事業者に代位して現金で違約金の担保として市に納付すること。</u></p> <p><b>【下線部を追加】</b></p>
43	第104条	第2項		《略》 <u>競争的対話</u> にかかる議事録、《略》	《略》 <u>個別対話</u> にかかる議事録、《略》 <b>【下線部を変更】</b>
46	別紙3	開業準備期間及び維持管		(イ) 保険契約者:事業者又は <u>選定</u> 事業者から維持管理業務の委託を受けた者	(イ) 保険契約者:事業者又は事業者から維持管理業務の委託を受けた者

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
	理期間中の保険 ア(イ)		【変更前下線部を削除】
47	別紙3 開業準備期間及び維持管理期間中の保険 イ(イ)	(イ) 保険契約者:事業者又は <u>選定</u> 事業者から維持管理業務の委託を受けた者	(イ) 保険契約者:事業者又は事業者から維持管理業務の委託を受けた者 【変更前下線部を削除】